

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月9日

【四半期会計期間】 第28期第1四半期(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

【会社名】 株式会社ヤマノホールディングス

【英訳名】 YAMANO HOLDINGS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山野 義友

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号

【電話番号】 03(3376)7878(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理副本部長 岡田 充弘

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号

【電話番号】 03(3376)7878(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理副本部長 岡田 充弘

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第27期 第1四半期 連結累計期間	第28期 第1四半期 連結累計期間	第27期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高 (千円)	5,303,883	5,654,271	23,695,007
経常利益又は経常損失() (千円)	4,345	43,502	483,023
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失() (千円)	77,806	88,513	417,338
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	66,633	84,409	493,308
純資産額 (千円)	2,336,602	2,591,312	2,763,133
総資産額 (千円)	11,350,231	11,979,821	11,664,399
1株当たり四半期(当期)純利 益金額又は1株当たり四半期 純損失金額() (円)	2.14	2.68	11.65
潜在株式調整後1株当たり四 半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	6.4	8.0	9.3

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含んでおりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれる事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についての異動は、以下のとおりであります。

(和装・アパレル事業)

平成25年4月1日付で株式会社ら・たんす山野の株式を取得し、連結子会社にしております。

この結果、平成25年6月30日現在では、当社グループは、当社及び連結子会社10社で構成されることになりました。

なお、当第1四半期連結会計期間において、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報」の「3. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

子会社の吸収合併

当社は、平成25年5月15日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社ら・たんす山野を、管理コストの削減と経営資源の効果的な活用、資金管理の効率化を目的とし、平成25年10月1日付で吸収合併を実施することを決議いたしました。また、同日に合併契約を締結し、平成25年6月27日開催の定時株主総会において承認可決されました。

合併契約の概要は、次のとおりであります。

(1)合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併

(2)本合併に係る割当

当社は、株式会社ら・たんす山野の発行済株式の全部を有するので、本合併に際し、一切の対価の交付は行わないものとする。

(3)資本金及び準備金の額

当社は、株式会社ら・たんす山野の発行済株式の全部を有するので、本合併による資本金及び準備金は増加しないものとする。

(4)合併の効力発生日

合併の効力発生日は、平成25年10月1日とする。但し効力発生日の前日までに合併に必要な手続きが遂行できないとき、その他本合併手続きの進行に応じ必要あるときは、甲及び乙において協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

(5)会社財産の引継

株式会社ら・たんす山野は、平成25年9月30日最終の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。

株式会社ら・たんす山野は、平成25年9月30日最終の資産及び負債の状況を示す計算書（承継貸借対照表）を作成し、甲に交付する。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、円高の是正や株価の上昇など経済の回復への期待から景況感は改善してきているものの、雇用・所得環境は依然厳しさが残り、実態経済の回復までには至っておらず、全体として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する業界におきましては、個人消費増への期待がある一方で、先行き不透明感から個人消費の回復力は力強さを欠く状況にあり、経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

そのような状況のもと、当社グループでは、従来より推進しております「ソフトと価値の提供」をテーマとした商品以外のサービス・満足の提供を目指した施策に加え、人財育成と採用の強化、他社との提携の推進、好調事業の拡大・強化に努めてまいりました。

人財育成策としては、各事業部における新卒採用計画数を増加するほか、待遇マナー研修や商品知識向上のための研修、技能研修等を実施しております。

好調事業の拡大・強化策としては、平成25年4月1日付で、関東・九州地区を中心に和装用品専門店24店舗を展開する株式会社ら・たんす山野の株式を取得のうえ、連結子会社といたしました。

また店舗展開としては、美容事業において5月に3店舗、6月に2店舗のリニューアルを実施、スポーツ事業において4月に3店舗のリニューアル、6月に1店舗の移転リニューアルを実施、和装・アパレル事業において4月に1店舗の新規出店を実施しております。

この結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は56億54百万円（前年同四半期比6.6%増）となりましたが、のれん償却等の発生により営業損失は37百万円（前年同四半期は営業利益9百万円）、経常損失は43百万円（前年同四半期は経常利益4百万円）、子会社の固定資産の売却決定に伴う減損損失の計上などにより四半期純損失は88百万円（前年同四半期は四半期純利益77百万円）となりました。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

なお、平成25年4月1日付のグループ内の組織再編に伴い、セグメントの管理区分を見直したことにより、記載する事業セグメント区分の変更又は名称の変更を行っております。前年同四半期比較については、前年同四半期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」の「2. 報告セグメントの変更等に関する事項」に記載しております。

1) 「美容事業」

美容事業につきましては、他社との差別化戦略として、ターゲットを明確化した店舗設計である「ファミリーサロン」「アンチエイジングサロン」への店舗改修を実施、オーガニックヘッドスパ「山野式ヘッドスパ」の導入をすすめております。

当第1四半期連結累計期間においては、人財育成強化策として学校法人山野学苑「山野美容芸術短期大学」との連携による講習プログラムの策定をいたしました。スタイリストの技術力向上を図ると同時に、受講資格を設けることによるモチベーション・アップのプログラムとし、顧客への高品質のサービス提供を目指してまいります。

店舗展開につきましては、商圈や来店客動向の検証に基づいた既存店舗のスクラップ・アンド・ビルドを推進し、「ファミリーサロン」へのリニューアルを1店舗、「アンチエイジングサロン」へのリニューアルを4店舗実施、4店舗の閉店・統合を実施いたしました。この結果、平成25年6月30日現在の店舗数は、直営115店舗、F C 5店舗となっております。

美容事業の売上高は、決算期を2月末日から3月末日に変更したことに伴い、最も収益の高い3月度が当第1四半期連結累計期間の対象外となった影響等により、6億91百万円（前年同四半期比7.3%減）となり、セグメント利益17百万円（前年同四半期比72.6%減）となりました。

2) 「スポーツ事業」

スポーツ事業につきましては、「ソフトと価値の提供」として 専門店ならではの提案力強化、体験サービスイベントの開催、メンテナンスサービスの商品化、WEB通販の拡大を行っておりま

す。

当第1四半期連結累計期間においては、3店舗のリニューアル及び1店舗の移転リニューアルを実施いたしました。リニューアル店舗ではランニングマシーンを導入するなど、美と健康をテーマにした「ヘルス&ビューティ部門」の売場拡充を図っております。なお、平成25年6月30日現在の店舗数は18店舗となっております。

また、前連結会計年度において、他社とのコラボによる若年層の新規顧客獲得に努めた結果、当第1四半期連結累計期間に実施したチューンナップ・キャンペーンの受注高は前年同期比で120%となり、メンテナンスサービスの需要囲い込みにもつながりました。

この結果、スポーツ事業の売上高は7億83百万円（前年同四半期比0.9%増）となり、セグメント損失47百万円（前年同四半期はセグメント損失50百万円）となりました。

3) 「DSM事業」

DSM事業につきましては、ミシン点検サービスや布団の丸洗いクリーニングなどのサービス機能を拡充し、催事集客強化による販売施策を行っております。

当第1四半期連結累計期間は、大型催事である「きものパーティ」や、ミシンによる物づくりの場「ミシンフェア」など、お買い物以外の顧客ニーズに応える催事を継続的に開催する一方で、買い物の場が減少してしまった地方の顧客に対して、各ショップにて洋装品を中心にしたトータルファッションのミニ展示会を積極的に開催し、商品提案の場を広げる施策を行っております。

また、事業所の統廃合を要因とした販売員減少に対応するため、販売員紹介キャンペーンを実施しているほか、統合ショップでのナレッジ共有を推進しており、訪問販売から催事への集客販売への移行を図るなど、売上高の確保と収益力向上に努めております。なお、平成25年6月30日現在の店舗数は83店舗となっております。

この結果、DSM事業の売上高は7億93百万円（前年同四半期比6.7%減）となり、セグメント利益32百万円（前年同四半期比73.2%増）となりました。

4) 「和装・アパレル事業」

「和装・アパレル事業」は、セグメント区分の変更及び名称の変更を行っております。

当社グループの和装・洋装小売事業の効率化・強化を図るため、卸売事業に含まれていた洋装小売部門を和装事業へ移管し、セグメント区分の変更を行ったことに伴い、セグメント名称を「和装事業」から「和装・アパレル事業」へ変更しております。

当第1四半期連結累計期間においては、和装小売店舗を展開する株式会社ら・たんす山野の株式を取得し連結子会社化、また1店舗の新規出店を実施し、業容拡大を図っております。

また、平成25年4月1日付グループ内再編により洋装小売店舗を卸売事業から移管、店舗運営及び人材採用・育成のノウハウを集約することにより、小売店舗事業の効率化を推進しております。

この結果、平成25年6月30日現在の店舗数は、和装小売店舗が64店舗、洋装小売店舗が10店舗となっております。

以上により、和装・アパレル事業の売上高は12億77百万円（前年同四半期比54.0%増）となり、セグメント利益6百万円（前年同四半期比67.8%減）となりました。

5) 「卸売事業」

「卸売事業」は、セグメント区分の変更を行っております。

洋装小売店舗部門を和装・洋装事業へ移管しております。

卸売事業につきましては、百貨店における売場コーナー化の推進に向けた施策を実施しております。当第1四半期連結累計期間においては、タケオニシダの新ブランド「Lady Nishida」の直営店出店準備をすすめるなど、「卸から顧客創造」戦略を推進しております。なお、平成25年6月30日現在のタケオニシダ直営店の店舗数は18店舗となっております。

この結果、卸売事業の売上高は16億23百万円（前年同四半期比2.7%減）となり、セグメント損失14百万円（前年同四半期はセグメント損失11百万円）となりました。

6) 「宝飾事業」

宝飾事業につきましては、店外大型催事への参加や店頭催事の絞込みなど事業効率の向上に努めて

まいりました。

当第1四半期連結累計期間においては、店外大型催事の参加店増などにより売上高の確保に努めてまいりました。平成25年6月30日現在の店舗数は、1店舗閉鎖し29店舗となっております。

この結果、宝飾事業の売上高は3億45百万円（前年同四半期比41.3%増）となりましたが、セグメント損失は9百万円（前年同四半期はセグメント損失5百万円）となりました。

7) 「その他の事業」

その他の事業の事業内容は、主に堀田（上海）貿易有限公司の意匠燃系の販売、かねもり事業部の代理店を通じた呉服等を中心とした催事販売、株式会社ヤマノセイビングの前払式特定取引業による手数料収益であります。

その他の事業の売上高は、連結子会社の皇家科世夢股？ 有限公司の事業譲渡等により、1億38百万円（前年同四半期比25.8%減）となり、セグメント損失4百万円（前年同四半期はセグメント損失6百万円）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 従業員数

連結会社の状況

当第1四半期連結累計期間において、株式会社ら・たんす山野を連結子会社化したことに伴い、和装・アパレル事業で64名増加しております。

提出会社の状況

当第1四半期連結累計期間において、提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

(5) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売実績の著しい変動はありません。

(6) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	87,999,900
A種優先株式	50
B種優先株式	50
計	88,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年8月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	34,497,058	34,497,058	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
A種優先株式	1	1	非上場	単元株式数1株(注2.3)
B種優先株式	1	1	非上場	単元株式数1株(注2.4)
計	34,497,060	34,497,060		

- (注) 1 平成25年7月16日の東京証券取引所と大阪証券取引所の現物市場統合により、四半期報告書の提出日には東京証券取引所となっております。
- 2 A種優先株式1株は、現物出資(社債100,000千円)によるものであります。また、B種優先株式1株は、現物出資(社債211,131千円)によるものであります。
- 3 A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記録されたA種優先株式の株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、基準日の最終の株主名簿に記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、下記に定める額の配当金(以下「A種優先配当金」という。)を金銭にて支払う。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日かつ、当該剰余金の配当の基準日よりも前の日を基準日としてA種優先配当金の配当をしたときは、その額を控除した金額とする。

優先配当金の額

A種優先株式1株あたりのA種優先配当金の額は、A種優先株式1株あたりの払込金額に年率5%を乗じて算出した金額(当該剰余金の配当の基準日に属する事業年度の初日(但し、当該剰余金の配当の基準日が2010年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日とする。)(いずれも同日を含む。))から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。))までの期間の実日数につき、1年365日として日割計算により算出される金額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とするA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「A種累積未払配当金」という。)については、当該翌

事業年度以降、A種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先株式配当金を超えて配当は行わない。

(2) 残余財産の分配額

残余財産の分配額

当社は、当会社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株あたり下記に定める金額(以下「A種残余財産分配額」という。)を普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、支払う。A種残余財産分配額は、A種優先株式1株あたり、()払込金額相当額、()A種累積未払配当金相当額及び()払込金額相当額に、解散日が属する事業年度開始日(同日を含む。)から解散日の前日(同日を含む。)までの期間に対して年率5%の利率で計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 譲渡制限

A種優先株式について譲渡制限は定めない。

(4) 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

A種優先株主は、2013年9月30日以降いつでも、A種優先株式全部を下記の定める金額(以下「A種優先株式償還請求額」という。)の金銭を対価として取得することを当会社に請求すること(以下「A種優先株式償還請求」という。)ができる。なお、A種優先株式償還請求がなされた日における分配可能額を超えて、A種優先株主からA種優先株式の取得の請求が行われた場合、取得するA種優先株式は、抽選、按分比例その他の方法により決定する。「A種優先株式償還請求額」は、A種優先株式1株あたり、()払込金額相当額及び()払込金額相当額に払込期日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対し年率5%の利率で計算される金額(払込期日(同日を含む。)から2010年3月末日までの期間及び取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間については、払込金額相当額に0.05を乗じ、さらにかかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、上記以外の期間については、1事業年度毎に払込金額相当額に0.05を乗じることにより算出する。なお、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

(6) 金銭を対価とする取得条項(強制償還)

当社は、A種優先株式の全部又は一部を、払込期日から1年後の応当日以降いつでも、当会社の取締役会決議に基づき、A種優先株式1株につき、下記の定める金額(以下「A種優先株式強制償還請求額」という。)の金銭を支払うことと引換えに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、取得することができる。一部を取得するときは、取得すべきA種優先株式は、抽選、按分比例その他の方法により決定する。「A種優先株式強制償還請求額」は、A種優先株式1株あたり、()払込金額相当額及び()払込金額相当額に払込期日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対し年率5%の利率で計算される金額(払込期日(同日を含む。)から2010年3月末日までの期間及び取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間については、払込金額相当額に0.05を乗じ、さらにかかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、上記以外の期間については、1事業年度毎に払込金額相当額に0.05を乗じることにより算出する。なお、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

(7) 普通株式を対価とする取得請求権

当社が発行するA種優先株式の全部又は一部は、当社に対して普通株式を対価とする取得の請求はできないものとする。

(8) 株式の分割又は併合、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式についての株式の分割又は併合は行わない。当社は、A種優先株主に対して、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(10) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

4 B種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記録されたB種優先株式の株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対して、基準日の最終の株主名簿に記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B種優先株式1株につき、下記に定める額の配当金(以下「B種優先配当金」という。)を金銭にて支払う。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日でかつ、当該剰余金の配当の基準日よりも前の日を基準日としてB種優先配当金の配当をしたときは、その額を控除した金額とする。

優先配当金の額

B種優先株式1株あたりのB種優先配当金の額は、B種優先株式1株あたりの払込金額に年率5%を乗じて算出した金額(当該剰余金の配当の基準日に属する事業年度の初日(但し、当該剰余金の配当の基準日が2010年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日とする。)(いずれも同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年365日として日割計算により算出される金額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

累積条項

ある事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とするB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「B種累積未払配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、B種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して配当する。

非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先株式配当金を超えて配当は行わない。

(2) 残余財産の分配額

残余財産の分配額

当社は、当会社の解散に際して残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、B種優先株式1株あたり下記に定める金額(以下「B種残余財産分配額」という。)を普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、支払う。B種残余財産分配額は、B種優先株式1株あたり、()払込金額相当額、()B種累積未払配当金相当額及び()払込金額相当額に、解散日が属する事業年度開始日(同日を含む。)から解散日の前日(同日を含む。)までの期間に対して年率5%の利率で計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 譲渡制限

B種優先株式について譲渡制限は定めない。

(4) 議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

B種優先株主は、2014年9月30日以降いつでも、B種優先株式全部を下記の定める金額(以下「B種優先株式償還請求額」という。)の金銭を対価として取得することを当会社に請求すること(以下「B種優先株式償還請求」という。)ができる。なお、B種優先株式償還請求がなされた日における分配可能額を超えて、B種優先株主からB種優先株式の取得の請求が行われた場合、取得するB種優先株式は、抽選、按分比例その他の方法により決定する。「B種優先株式償還請求額」は、B種優先株式1株あたり、()払込金額相当額及び()払込金額相当額に払込期日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対し年率5%の利率で計算される金額(払込期日(同日を含む。)から2010年3月末日までの期間及び取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間については、払込金額相当額に0.05を乗じ、さらにかかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、上記以外の期間については、1事業年度毎に払込金額相当額に0.05を乗じることにより算出する。なお、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

(6) 金銭を対価とする取得条項(強制償還)

当社は、B種優先株式の全部又は一部を、払込期日から1年後の応当日以降いつでも、当会社の取締役会決議に基づき、B種優先株式1株につき、下記の定める金額(以下「B種優先株式強制償還請求額」という。)の金銭を支払うことと引換えに、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、取得することができる。一部を取得するときは、取得すべきB種優先株式は、抽選、按分比例その他の方法により決定する。「B種優先株式強制償還請求額」は、B種優先株式1株あたり、()払込金額相当額及び()払込金額相当額に払込期日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対し年率5%の利率で計算される金額(払込期日(同日を含む。)から2010年3月末日までの期間及び取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間につい

ては、払込金額相当額に0.05を乗じ、さらにかかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、上記以外の期間については、1事業年度毎に払込金額相当額に0.05を乗じることにより算出する。なお、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

(7) 普通株式を対価とする取得請求権

当社が発行するB種優先株式の全部又は一部は、当社に対して普通株式を対価とする取得の請求はできないものとする。

(8) 株式の分割又は併合、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式についての株式の分割又は併合は行わない。当社は、B種優先株主に対して、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(10) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年6月30日		34,497,060		255,565		155,565

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1 B種優先株式 1		「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。 (注) 1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 15,900		
完全議決権株式(その他)	普通株式 34,480,300	344,803	(注) 2
単元未満株式	普通株式 858		
発行済株式総数	34,497,060		
総株主の議決権		344,803	

- (注) 1 A種優先株式及びB種優先株式は、普通株式の転換請求権がないため議決権はありません。
- 2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4,800株(議決権の数48個)含まれております。
- 3 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ヤマノホールディングス	東京都渋谷区代々木 1 - 30 - 7	15,900	-	15,900	0.05
計		15,900	-	15,900	0.05

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、双葉監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第27期連結会計年度 監査法人元和

第28期第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間 双葉監査法人

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,411,013	2,202,920
受取手形及び売掛金	2,714,594 ²	2,651,976 ²
商品及び製品	2,737,735	3,168,546
仕掛品	17,595	27,477
原材料及び貯蔵品	53,174	62,486
繰延税金資産	47,122	47,122
その他	248,813	276,306
貸倒引当金	89,446	90,190
流動資産合計	8,140,604	8,346,646
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,777,418	1,824,723
減価償却累計額	1,176,935	1,187,271
建物及び構築物(純額)	600,482	637,452
機械装置及び運搬具	32,720	32,720
減価償却累計額	31,662	31,725
機械装置及び運搬具(純額)	1,057	995
工具、器具及び備品	628,636	635,040
減価償却累計額	584,535	588,003
工具、器具及び備品(純額)	44,100	47,037
土地	831,413	801,963
リース資産	26,707	26,707
減価償却累計額	9,443	10,869
リース資産(純額)	17,263	15,837
有形固定資産合計	1,494,318	1,503,286
無形固定資産		
のれん	193,450	235,295
その他	57,198	54,953
無形固定資産合計	250,648	290,248
投資その他の資産		
投資有価証券	137,892	145,719
長期貸付金	46,209	41,543
敷金及び保証金	1,446,787	1,498,857
その他	414,079	416,121
貸倒引当金	266,140	262,602
投資その他の資産合計	1,778,828	1,839,640
固定資産合計	3,523,794	3,633,175
資産合計	11,664,399	11,979,821

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 3,557,168	2 3,931,311
短期借入金	2,095,423	1,928,628
1年内返済予定の長期借入金	111,324	59,160
未払金	744,578	792,800
前受金	973,729	1,261,914
未払法人税等	142,437	24,437
賞与引当金	13,600	17,867
返品調整引当金	15,139	10,755
ポイント引当金	57,529	55,430
株主優待引当金	2,327	2,327
その他	517,346	650,053
流動負債合計	8,230,603	8,734,685
固定負債		
長期借入金	169,780	154,990
長期未払金	257,438	252,959
繰延税金負債	9,599	12,873
資産除去債務	166,396	175,664
負ののれん	6,582	4,608
その他	60,866	52,728
固定負債合計	670,662	653,823
負債合計	8,901,265	9,388,509
純資産の部		
株主資本		
資本金	255,565	255,565
資本剰余金	156,825	156,825
利益剰余金	720,134	584,822
自己株式	3,019	3,019
株主資本合計	1,129,505	994,194
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	7,824	10,064
為替換算調整勘定	52,365	44,235
その他の包括利益累計額合計	44,540	34,171
少数株主持分	1,678,168	1,631,289
純資産合計	2,763,133	2,591,312
負債純資産合計	11,664,399	11,979,821

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	5,303,883	5,654,271
売上原価	3,116,607	3,326,702
売上総利益	2,187,276	2,327,568
販売費及び一般管理費	2,178,101	2,364,665
営業利益又は営業損失()	9,175	37,097
営業外収益		
受取利息	1,563	1,342
受取地代家賃	4,525	4,525
負ののれん償却額	2,007	1,984
その他	18,307	13,798
営業外収益合計	26,404	21,651
営業外費用		
支払利息	22,162	19,529
手形売却損	425	585
その他	8,647	7,941
営業外費用合計	31,234	28,056
経常利益又は経常損失()	4,345	43,502
特別利益		
固定資産売却益	135	-
資産除去債務履行差額	1,154	-
その他	6	-
特別利益合計	1,295	-
特別損失		
固定資産除却損	2,982	3,753
減損損失	-	29,450
投資有価証券評価損	788	-
店舗閉鎖損失	562	2,219
アドバイザー手数料	23,057	-
その他	380	4,189
特別損失合計	27,771	39,612
税金等調整前四半期純損失()	22,130	83,115
法人税、住民税及び事業税	20,915	17,458
法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額	113,738	-
法人税等合計	92,822	17,458
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	70,692	100,573
少数株主損失()	7,114	12,059
四半期純利益又は四半期純損失()	77,806	88,513

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	70,692	100,573
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,573	4,013
為替換算調整勘定	1,484	12,150
その他の包括利益合計	4,058	16,163
四半期包括利益	66,633	84,409
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	73,312	78,847
少数株主に係る四半期包括利益	6,679	5,561

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	
(連結の範囲の重要な変更)	
当第1四半期連結会計期間において、従来、連結子会社であったタケオニシダ・ジャパン株式会社は、平成25年4月1日付で連結子会社の堀田丸正株式会社を存続会社とする吸収合併により解散したため、連結の範囲より除外しております。	
また、当第1四半期連結会計期間より、平成25年4月1日付で株式取得した株式会社ら・たんす山野を連結の範囲に含めております。	

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 受取手形割引高及び受取手形裏書高

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形割引高	37,194千円	119,991千円
受取手形裏書高	11,099千円	9,572千円

2. 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形	78,039千円	29,988千円
支払手形	363,172千円	407,932千円

3. 偶発債務

債務保証

堀田丸正株式会社は、次の協同組合について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
協同組合東京ベ・マルシェ	31,840千円 (借入債務)	協同組合東京ベ・マルシェ 28,000千円 (借入債務)

4. 財務制限条項等

前連結会計年度(平成25年3月31日)

下記条項に抵触した場合は当該契約上の債務について、金利引上げ、期限の利益の喪失等の可能性があります。

(1) 平成17年6月28日締結の長期借入金については、下記の条項が付されております。

なお、平成22年3月31日付で、当該借入金は短期借入金に切替えており、平成25年3月31日現在の残高は111,653千円であります。

基本契約締結日以降に到来する当社の毎会計年度末において、決算報告書等に記載する連結での貸借対照表、損益計算書につき、以下に定める事由のいずれかが生じた場合には、基本契約の見直しを目的とした協議をする。

営業利益並びに経常利益が赤字になったとき。

自己資本比率が0%未満(債務超過状態)となったとき。

その他、出資維持等に一定の制限が設けられております。

(2) 平成18年5月11日及び平成18年5月30日締結の長期借入金52,164千円(うち、1年以内返済予定長期借入金52,164千円)については、営業用財産の譲渡等について一定の制限が設けられております。

当第1四半期連結会計期間(平成25年6月30日)

下記条項に抵触した場合は当該契約上の債務について、金利引上げ、期限の利益の喪失等の可能性があります。

平成17年6月28日締結の長期借入金については、下記の条項が付されております。

なお、平成22年3月31日付で、当該借入金は短期借入金に切替えており、平成25年6月30日現在の残高は111,653千円であります。

基本契約締結日以降に到来する当社の毎会計年度末において、決算報告書等に記載する連結での貸借対照表、損益計算書につき、以下に定める事由のいずれかが生じた場合には、基本契約の見直しを目的とした協議をする。

営業利益並びに経常利益が赤字になったとき。

自己資本比率が0%未満(債務超過状態)となったとき。

その他、出資維持等に一定の制限が設けられております。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれん償却費並びに負ののれん償却費は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
減価償却費	31,290千円	28,588千円
のれん償却費		14,330
負ののれん償却費	2,007	1,984

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 配当の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	A種優先株式	15,041	15,041,000	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金
	B種優先株式	31,756	31,756,458			

(注) 1. A種優先株式の発行数は1株であります。また、当社定款に定められた配当額及び優先株式の累積条項に従い、前期までの累積配当額10,041千円は累積され、当期の配当額5,000千円と合わせて優先株主に対して配当いたしました。

2. B種優先株式の発行数は1株であります。また、当社定款に定められた配当額及び優先株式の累積条項に従い、前期までの累積配当額21,199千円は累積され、当期の配当額10,556千円と合わせて優先株主に対して配当いたしました。

2. 基準日が第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				
	美容	スポーツ	D S M	和装・アパレル	卸売
売上高					
外部顧客への売上高	746,396	776,523	850,827	829,897	1,668,864
セグメント間の内部売上高 又は振替高					26,773
計	746,396	776,523	850,827	829,897	1,695,638
セグメント利益又は損失()	63,013	50,917	18,868	19,238	11,949

	報告セグメント		その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	宝飾	計				
売上高						
外部顧客への売上高	244,243	5,116,752	187,130	5,303,883		5,303,883
セグメント間の内部売上高 又は振替高		26,773	6,643	33,417	33,417	
計	244,243	5,143,526	193,773	5,337,300	33,417	5,303,883
セグメント利益又は損失()	5,893	32,358	6,596	25,762	16,587	9,175

(注) 1 その他には、報告セグメントに含まれない事業セグメントである金融事業及びその他事業等を含んでおりません。

2 セグメント利益の調整額 16,587千円には、セグメント間取引消去142千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 16,097千円及び棚卸資産の調整額 632千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				
	美容	スポーツ	D S M	和装・アパレル	卸売
売上高					
外部顧客への売上高	691,986	783,280	793,781	1,277,856	1,623,480
セグメント間の内部売上高 又は振替高					25,774
計	691,986	783,280	793,781	1,277,856	1,649,255
セグメント利益又は損失()	17,256	47,637	32,674	6,191	14,045

	報告セグメント		その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	宝飾	計				
売上高						
外部顧客への売上高	345,058	5,515,443	138,827	5,654,271		5,654,271
セグメント間の内部売上高 又は振替高		25,774	6,378	32,153	32,153	
計	345,058	5,541,218	145,205	5,686,424	32,153	5,654,271
セグメント利益又は損失()	9,851	15,412	4,077	19,489	17,607	37,097

(注) 1 その他には、報告セグメントに含まれない事業セグメントである金融事業及びその他事業等を含んでおりま
す。

2 セグメント利益の調整額 17,607千円には、のれん償却額 13,615千円、各報告セグメントに配分していない
全社費用 6,521千円及び棚卸資産の調整額2,529千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメント
に帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「美容」セグメントにおいて、固定資産の売却決定による減損損失を計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期連結累計期間においては29,450千円であります。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第1四半期連結会計期間より、グループ内での事業再編により、従来「卸売事業」に区分していた洋
装小売部門を「和装事業」へ移管し業績管理区分の見直しを行ったことに伴い、事業セグメントの区分
の変更を行っております。また従来の「和装事業」は、名称を「和装・アパレル事業」に変更してしま
す。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の区分方法により作成したもの記載して
おります。

(企業結合等関係)

1. 取得による企業結合

当社は、平成25年2月7日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年4月1日付で山野美容商事株式会社が保有する株式会社ら・たんす山野の全株式を取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ら・たんす山野

事業の内容 和装品等の販売

企業結合を行った主な理由

当社グループは和装関連事業を行っておりますが、和装小売店舗を全国に24店舗展開する株式会社ら・たんす山野を子会社化することで、当該事業の販売力の一層の強化と、収益の確保を図るためであります。

企業結合日

平成25年4月1日

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

結合後企業の名称

株式会社ら・たんす山野

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社による現金を対価とする株式取得のためであります。

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得原価 9,000千円

(3) 取得原価の配分に関する事項

企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額

流動資産 598,054千円

固定資産 83,863千円

資産合計 681,918千円

流動負債 717,901千円

固定負債 8,336千円

負債合計 726,237千円

発生したのれんについて

発生したのれんの金額 53,319千円

発生原因

取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しています。

償却方法及び償却期間 5年間での均等償却とします。

2. 共通支配下の取引等

当社の連結子会社である堀田丸正株式会社は、平成24年5月16日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年4月1日付で同社の100%子会社であるタケオニシダ・ジャパン株式会社を吸収合併いたしました。

(1) 結合当事企業の名称及び主な事業内容

結合企業

名称 堀田丸正株式会社

事業内容 和装品、洋装品等の卸売販売

被結合企業

名称 タケオニシダ・ジャパン株式会社

事業内容 婦人服等の製造販売

(2) 企業結合日

平成25年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

堀田丸正株式会社を存続会社、タケオニシダ・ジャパン株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 取引の目的を含む取引の概要

営業統合と経営の効率化を図ることを目的としております。

(5) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行います。

3. 連結子会社の事業譲渡

当社は、平成25年3月15日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年4月1日付で当社子会社である皇家科世夢股? 有限公司の全事業を日興皇家股? 有限公司へ譲渡いたしました。

なお、平成25年4月1日付で皇家科世夢股? 有限公司の商号を台湾科世夢(股)有限公司に変更し解散及び清算手続きを開始しております。

(1) 事業分離の概要

分離先企業の名称

皇家科世夢股? 有限公司

分離した事業の内容

健康器具等の販売

事業分離を行った主な理由

皇家科世夢股? 有限公司は、現地法人と代理店契約を締結し、主に健康器具等の販売を行ってまいりましたが、当社グループが過年度に事業の集中と選択を行った結果、皇家科世夢とのシナジー効果が低下したことにより、経営資源を国内に集中するため、株式譲渡等の検討を進めてまいりました。その折、台湾丸高實股? 有限公司より、同社等が2013年2月に設立した日興皇家股? 有限公司に当該事業を譲り受けたいとの申し出を受けました。日興皇家股? 有限公司は、以前の皇家科世夢股? 有限公司の親会社であったロイヤルコスモ株式会社が20%出資している法人であり、今後とも皇家科世夢股? 有限公司にとっても最善の選択肢であると判断し、事業譲渡をいたしました。

事業分離日

平成25年4月1日

法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

移転する事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

資産：たな卸資産 33,445千円

(3) 分離する事業が含まれている報告セグメントの名称

その他の事業

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	2円14銭	2円68銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	77,806	88,513
普通株主に帰属しない金額(千円)	3,878	3,878
(うち 優先配当額)(千円)	(3,878)	(3,878)
普通株式に係る四半期純利益又は普通株式に係る四半期純損失()(千円)	73,928	92,392
普通株式の期中平均株式数(千株)	34,481	34,481

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月 9日

株式会社ヤマノホールディングス

取締役会 御中

双葉監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士

宮 直 仁

印

指定社員
業務執行社員

公認会計士

小 泉 正 明

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヤマノホールディングスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ヤマノホールディングス及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

会社の平成25年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成24年8月7日付で無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成25年6月27日付で無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。